猪名川町重度心身障害児者等タクシー乗車券助成制度について

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 社会生活を営むうえで外出に支援のいる在宅の重度心身障害児者の外出を支援するため、日常生活に必要な交通費として、タクシー乗車券を交付します。 |
| 対象者 | 毎年２月１日時点で１年以上猪名川町内に住所を有し、グループホームを除く施設に入所していない児者であり、かつ、次のいずれかに該当する障害者手帳を所持する児者① 身体障害者手帳の肢体不自由の１級又は２級② 療育手帳A判定③ 精神障害者保健福祉手帳１級④　身体障害者手帳のじん臓機能障害者に該当し、かつ人工透析の治療を受けている方 |
| タクシー乗車券 | 額面１，０００円のタクシー券を年間１２枚交付します。（有効期間：４月１日から翌年３月３１日） |
| 利用方法 | ・この券は猪名川町と協定したタクシー業者に限り有効です。・この券と一緒に、障害者手帳の提示をお願いします。・券に氏名が印字されているご本人が乗車している場合に使用できます。・一度に複数枚利用できますが、おつりは出ません。・猪名川町外でも利用可能です。・券の四角の枠内はタクシー業者が記入しますので、記入せずに運転手へお渡しください。 |